

水産分野におけるデータ利活用 ガイドライン（案）

水産分野におけるデータ利活用ガイドライン

目次（案）

第 1.	総論	- 5 -
1.	水産分野でのデータ利活用の意義	- 5 -
(1)	水産分野におけるデータ活用の意義	- 5 -
(2)	水産分野におけるデータ利活用の例	- 2 -
2.	水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性	- 4 -
(1)	データ活用一般的な観点からの取決めの必要性	- 4 -
(2)	水産分野におけるデータの取決めの必要性	- 5 -
3.	本ガイドラインにおける対象	- 5 -
(1)	ガイドラインが対象とするデータ	- 6 -
(2)	ガイドラインが対象とするデータの利用場面	- 7 -
(3)	ガイドラインの想定読者	- 8 -
第 2.	水産分野のデータ提供関係における基本的事項	- 9 -
1.	水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的	- 9 -
(1)	水産分野におけるデータの利用関係の取決めの現況	- 9 -
(2)	水産分野において取決めを行う場面	- 9 -
2.	水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理	- 12 -
(1)	データ提供関係における当事者	- 12 -
(2)	当事者の概要	- 13 -
3.	水産分野における当事者と提供データの流れの整理	- 14 -
4.	各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点	- 16 -
(1)	漁協・産地市場へのデータ提供・創出	- 16 -
(2)	委託のための提供	- 17 -
(3)	提供先での独自利用のための提供	- 18 -
(4)	提供先での独自利用のための提供（再提供）	- 21 -
(5)	漁業者からの独自提供	- 21 -

今回の協議会ではここまでをご説明する。以下は次回協議会にてご説明の予定

- 第 3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴
1. 一般的なデータ利用関係とその対応
 2. 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面
 - (1) 水産分野で取り扱われるデータの内容
 - (2) 水産分野でのデータの利用場面

3. 水産分野におけるデータの特徴
 - (1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない
 - (2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある
 - (3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い
 - (4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い
 - (5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい
4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針
 - (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール
 - (2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール
- 第4. 水産分野におけるデータ保護に必要な利用ルールのポイント
 1. モデル契約書の提示方針
 - (1) モデル契約書のポイント
 - (2) タームシート（契約書の概要を示したもの）の添付
 2. 個人情報関係
 3. データ提供関係
- 第5. データ提供に必要なひな形等
- 第6. ユースケースの掲載

第1. 総論

1. 水産分野でのデータ利活用の意義（スマート水産業推進のために）

(1) 水産分野におけるデータ活用の意義

現在、水産分野では水産業の成長産業化に向けて「スマート水産業」への取組が推進されているところである。

「スマート水産業」¹では、ICTやAI等の先進技術の水産業に活用することにより、水産業の効率化・高度化を図るほか、競争力のある水産業を実現するとともに、将来の担い手確保に貢献することも期待されている。

具体的には、生産段階から流通に至る過程で生じるデータを活用し、ICT等を高度に駆使することにより、例えば、

- ▶ 漁場形成予測による操業の効率化や漁場資源探査
- ▶ ロボット等の導入による操業の自動化・効率化
- ▶ 適切な資源確保に必要な資源管理の実現等

を行うことが期待されている。

このようなスマート水産業において中核をなすのは、生産や流通において生じるデータである。データを高度に活用することにより、例えばこれまで勘に頼ってきた操業を、再現性の高い操業や、データに基づく予測を利用した操業の実現を図ることが可能となる。

そこで、スマート水産業を推進し、水産業を成長産業化していくためには、データを取得した当事者だけでなく、他のステークホルダーにも提供できるようにすることで、データの有効活用を図っていくことが重要と考えられる。

【コラム】「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」

スマート水産業は我が国の水産業が抱える以下の課題に、ICT・IoT技術を活用して応えることが期待されている。

- 漁業・養殖業や水産加工業に従事する労働者の減少・高齢化の進行
- 海洋環境の変動等の影響から資源量が減少する等による漁業生産量の減少

このスマート水産業を社会実装する方策を検討するために、「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」が設けられた（令和元年度）。「水産業の明日を拓くスマート水産業研究

¹ 水産庁において実施された「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」のとりまとめ報告書では、スマート水産業について、「ICT、IoT等の先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業」と定義する。

会」が取りまとめた報告書²では、以下の3つの社会実装の方向性が示されている。

- 漁業・養殖業の生産活動のデジタル化に向けて
- 水産バリューチェーン産地の構築に向けて
- 水産業データ連携基盤の活用に向けて

同とりまとめでは、これらを実現するための課題として

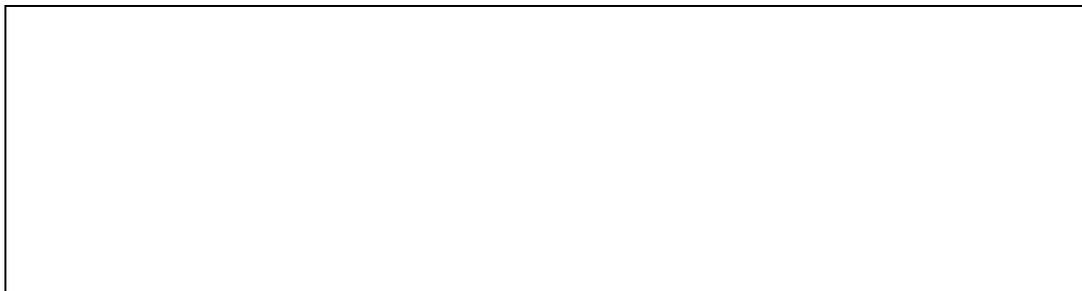
- ・ 現場の生産者等が積極的にスマート水産業に取り組みたくなるような成功事例の創出・拡大
- ・ データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立、データの標準化
- ・ 将来に渡ってスマート水産業が自主的・自立的に取り組まれていくための人材育成・啓発普及

などが示されており、本ガイドラインは「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」の検討を踏まえて、水産業にかかわるデータ利活用を推進することが、策定の背景となっている。

(2) 水産分野におけるデータ利活用の例

水産分野におけるデータの利活用

① 漁業者の情報を活用したスマート水産の例

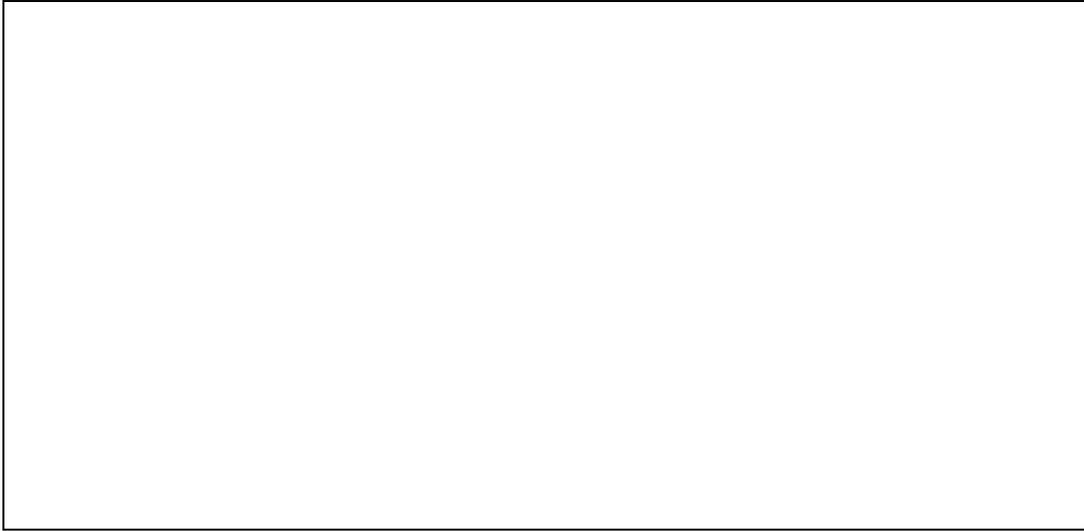


② 漁場情報を活用したスマート水産の例



² <https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/study/attach/pdf/smartkenkyu-19.pdf>

③ 外部の情報を活用したスマート水産の例



2. 水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性（生産者が安心してデータ提供するために）

(1) 分野共通の観点からのデータ活用の取決めの必要性

水産分野に限らず一般論として、データの利活用のルールにおいて、もっとも重要なことは、データに対する法律上の位置づけを理解することである。データそのものは、必ずしも法律上、権利として直ちに認められるものではない。そのため、権利性がないデータは、データ提供者と提供先との間で、授受のあったデータをどのように取り扱うのか、データを加工したことで生じた新たなデータはどのように取り扱うのか等、あらかじめ取り決めて³おかないと、当事者間で全くルールが存在しない状態になり、トラブルの原因となる。

例えば、提供者は、国内で提供されるサービス開発へ協力するつもりでデータの提供している一方で、提供先では最初から広く海外にサービス提供することを想定してデータの提供を受けている場合に、提供したデータが外国漁船の違法操業に利用される等のトラブルが発生するリスクがある。

【コラム】「データの法的性格」

一般的に、データは、著作権と同様のものと理解されがちである。そのため、「データの所有権」、「データオーナーシップ」などの表現を使用してやり取りされることがあるが、誤解に基づくものもしばしば含まれている。

日本の法律では、民法で所有権の対象を定めており、所有権の対象となる「物」は「有体物」に限るとされている（民法第85条、第206条）。データそのものは、「有体物」ではないため、所有権の対象とはならない。

著作権法や特許法などの産業財産権に関する法律では、民法の例外として、著作物や発明等など、有体物とは言えないものを権利の対象として認めている。著作権法で保護の対象となる著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第2条1項1号）とされているため、単なる記録であるデータについては、著作物に該当しないことが多いとされる（データベースの場合には、著作物となる場合がある）。つまり、単なるデータを権利として扱う法律は、現時点で日本には存在しないため、「データには権利性がない」とされている。

なお、権利性がないデータであっても、保有者が秘密として取り扱っている場合には、営業秘密として保護されることがある。例えば企業内でセキュリティを講じて、取引データの管理などを管理している場合には、営業秘密として認められ、これを盗み出した場合には、不正競争防止法による罰則や、損害賠償義務が生じる。

³ 契約や団体内での規約等により、明文化することが想定される。

このようにデータは、その法的性格から、必ずしも法律で通常の「物」と同様の保護を受けないため、外部の者とやり取りする際には適切な取決めを行うことが重要となる。

(2) 水産分野におけるデータの取決めの必要性

スマート水産業を推進していく上で、データを円滑かつ幅広く多くの人が活用していくためには、データの提供者が安心してデータを提供できるようにするための環境整備が必要である。

例えば、経験のある漁業者が、長年の経験に裏打ちされた「勘」をデータ化し提供することで、経験がない若者でも同様の操業ができるようになり、新規就業者が増えることが期待される。一方で、提供したデータが、競合する遊漁者などに利用され、経済的な損失を被る可能性があるならば、データを提供する漁業者は、いくら新規就業者の獲得につながるとしても、その提供をためらうことになるだろう。

データの広範な利活用を図るためには、データ提供者が安心してデータを提供できるようにすることに加え、提供を受けたデータ利用者も、その利用により生み出された価値の対価を適正に享受できる環境が求められる。

特に、水産業で扱われる「データ」は、一旦流出すると、法律に基づく権利として保護されないものが多く、データ提供者の利益が損なわれる可能性があることから、データ提供者の利益を十分に考慮した利用ルールに基づいて、データの利活用が図られる必要がある。

本ガイドラインの目的は、このような観点に基づき、水産業で、データの利活用を促進する際に必要な利用ルールのあり方を示すことである。利用ルールの策定に際しては、データ提供者やデータ利用者ともに、各々の利益が適正に保護されることに留意する必要がある。

3. 本ガイドラインにおける対象

本ガイドラインでは、水産分野において取り扱うデータのうち、漁業・養殖業の生産の場面で生じたデータを中心に、原データ⁴及び加工等がなされた派生データ⁵等を対象とする。

一方で、今回のガイドライン策定においては、生産現場を中心とした検討に軸足を置いており、産地市場データのデータを除き、流通会社における取引データや物流データ等の流通段階で生じたデータについては、検討が不十分なため、対象としない。

⁴ 作成したデータそれ自体で、加工していないもの。例えば水産物を計量した際に、計量データそれ自体などを指す。

⁵ 原データに対して、何らかの加工を施したもの。例えば集計値など統計加工を行ったものなどを指す。

(1) ガイドラインが対象とするデータ

本ガイドラインでは、生産場面で発生したデータを対象とする(第32(1)参照)。生産については、漁業、養殖のいずれも含む。また漁業者が漁獲した水産物に関するデータのほか、これを産地市場で水揚げした際に生じるデータや、漁場に関連するデータ等も対象とする。

本ガイドラインで対象とするデータの例を表1に示す。

表1 本ガイドラインで取扱うデータ

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
水産物情報		<ul style="list-style-type: none"> ・魚介名 ・重量/サイズ ・雌雄 	・
生産市場での取引情報	生産者(天然)の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者(船名) ・漁獲水域(水揚地) ・漁獲(水揚)日時 ・漁獲方法 	・漁獲者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない
	生産者(養殖)の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖者 ・養殖水域(水揚地) ・出荷日時 ・給餌方法 	・養殖者の情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない
	取引事業者における取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・売主/買主(市場名) ・価格 ・取引量 ・取引期日 ・仕入日 ・出荷日 	・取引事業者における取扱い履歴情報は、通常は当事者間だけでの提供に限定される。
	取引事業者による評価情報	<ul style="list-style-type: none"> ・品質等級 ・その他品質情報 	・品質や鮮度の評価に関する情報は、評価日時等がわかる形で提供する必要がある(時間の経過により変化するため)
画像情報	魚介類の画像情報	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷対象の魚介類の写真 ・魚介類のサンプル写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する画像が、個別取引の対象である水産物の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・消費者に対する提供を目的とする場合には、誤解を生じさせないように留意する必要がある(大きさ、色等)。 ・提供する画像が第三者の撮影のものである場合には、著作権上の処理を行う必要がある。
	水産物の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲風景の写真 	・提供する画像が、個別取引の対象であ

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
	に関する画像情報	<ul style="list-style-type: none"> 動画 生産者の写真 	<p>る水産物の漁獲等の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人が写りこんでいる場合には、写っている個人が特定されないよう処理する、あるいは事前に同意を得る等の対応を行う必要がある。
漁場関連情報	海況情報	<ul style="list-style-type: none"> 緯度・経度等 潮流 水温 	<ul style="list-style-type: none"> 研究などの目的であれば、詳細な単位での情報が重要であるが、公開する場合には提供者の意向を踏まえた内容にする必要がある。
	漁獲関連情報	<ul style="list-style-type: none"> 魚群情報 漁業日誌（記録） 漁船の移動距離・燃費 水深 	<ul style="list-style-type: none"> 操業情報は、漁業者の営業秘密に該当することもあるので、これに応じた取扱いが求められる。 漁業者を特定しない形で提供する場合にも、提供者の意向を踏まえた内容とする必要がある。
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	<ul style="list-style-type: none"> 集計等加工情報 市況情報 	<ul style="list-style-type: none"> 市況情報を提供する場合や、取引情報等を統計化して提供する場合、統計化されたデータから事業者等が特定されないような形で提供することが求められる。

(2) ガイドラインが対象とするデータの利用場面

本ガイドラインが対象とするデータの利用場面とは、生産場面で発生したデータを、生産者等（漁業者、漁業協同組合（漁協）、産地市場）以外が利用する場面である。この概略を「図 1 本ガイドラインで想定するデータの利用場面」で整理した。

生産場面で発生したデータとして、漁業者から漁協や産地市場へ水揚げや出荷に伴い発生したデータが挙げられる（図中①）。

次に漁協や産地市場からデータ提供される場面が想定される。この場合、委託業務の一環（例えばシステムサービスの利用など）で提供される場合（図中②）がある。また提供先での独自の利用目的に資するように、データ提供がなされる場合がある（図中③。なお②と③は合わせて発生することもある）。例えば提供先が行政の場合には、行政への報告としてデータの提供がなされ、行政側ではこれを報告された目的である事務（資源評価等）に利用することになる。

さらに提供されたデータについては、別の第三者に対して提供されることもある（図中④）。提供先では、独自の利用目的で提供を受けたデータを利活用することになる。

最後に、漁業者が漁協や産地市場を経ずに、直接データを提供する場合も想定される（図中⑤）。例えば漁業者が直接、民間事業者と取引を行う場合や、個別にデータを利用するサービスを使ったり、あるいは学術的な研究に協力したりするためにデータを提供するようなケースが想定される。この場合でも、提供先から別の第三者にデータが提供されるケースも想定される。

本ガイドラインではこれらのケースを想定して、取り決めの留意点等を整理する。

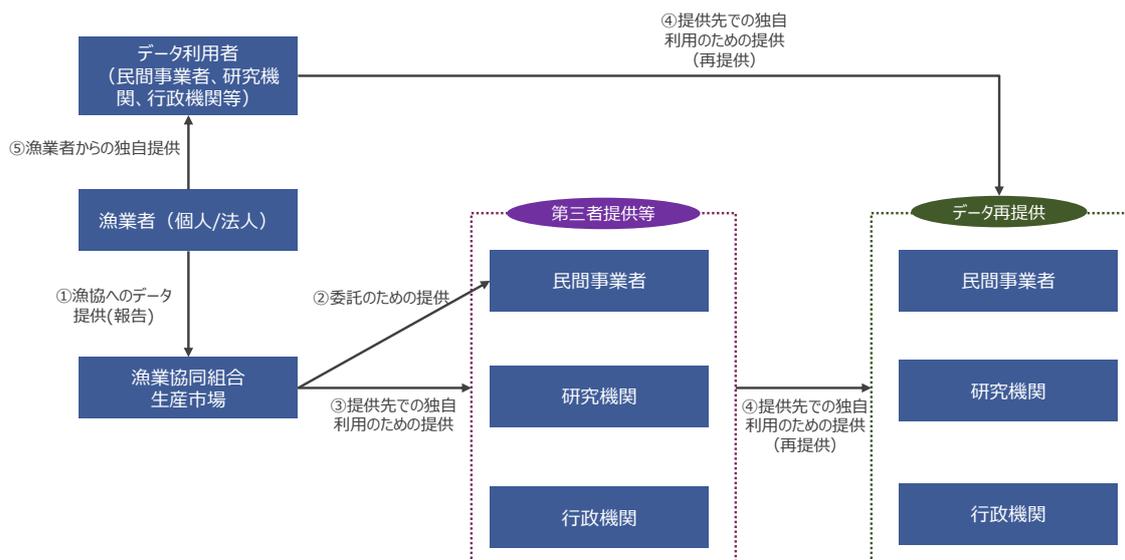


図 1 本ガイドラインで想定するデータの利用場面

(3) ガイドラインの想定利用者

本ガイドラインの利用者は、(2)で示したデータの利用場面に関わる方すべてを対象としているが、特に漁業者や漁業、産地市場に関わる方には積極的に利用していただきたい。また、本ガイドラインでは、特に水産業におけるデータの特殊性に鑑みた留意点を示しており、生産者等以外の利用者は、データの提供を受けた際に、この留意点を確認することが望ましい。

第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項

1. 水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的

水産分野におけるデータ利用関係に基づいて取決めを行う目的や、取決めにより、回避することができる想定されるトラブル等について示す。

(1) 水産分野におけるデータの利用関係の取決めの現状

水産分野におけるデータ利用関係に基づいて取決めは、データの提供者と提供先との間でのデータ利用に関する契約（契約書以外によるもの含む）によって行われることが一般的である。

但し現状では、データ提供だけを目的として契約等を行う場合は稀で、データ提供者と提供先での間の取引・研究参加・行政報告の委任等を行う際の取決めを踏まえて行われることが一般である。

加えて、この取決めである取引契約、研究参加にかかる契約や同意書等においては、現状では詳細なデータの取扱いに関する内容を含むことは少なく、当事者間での守秘義務の設定や利用目的の設定等に限定されるケースが多い。

水産分野でのデータ利用に関する取決めは、本来提供する目的に則して、内容（利用目的、利用範囲、管理方法等）を決めていく必要があるが、現状は必ずしもそのような取り決めになっていない。

(2) 水産分野において取決めを行う場面

水産分野におけるデータ利用関係に関し、データの提供者と提供先の間で行われる取決めの例を表 2 に示す。

(1) で示したように、データ提供だけを目的とする契約等を行う場合は稀で、データ提供者と提供先での間の取引や研究参加、行政報告の委任等を行う際の取決め等を踏まえて、データ利用に関する取り決めが行われる。また個人情報の収集・利用・管理を行う場合には、個人情報を収集する者が、個人情報取扱事業者（個人情報保護法（個情法））として、個人情報の主体から同意の取り付け等を行う必要がある。

表 2 データの提供者と提供先で行われている取決めの例

提供者	提供先	取り決め等
漁業者	漁業協同組合 産地市場	漁業協同組合への業務委託契約・共販契約等 漁業者から収集した個人情報に関するポリシー・同意書
産地市場	研究機関等	研究参加（協力）同意書 共同研究実施計画書
	民間事業者	生産市場からの委託 業務委託契約 サービス利用契約書

	生産市場の 利用等	(広く)卸売市場参加・利用契約 条例
	その他	研究参加(協力)同意書 共同研究実施計画書 業務協力契約
	行政機関等	法令・条例 提供同意書
研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者	・産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関 等に準じる
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関	・産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関 等に準じる

次に、各提供の場面で取扱われるデータの例が、表 3 である。

提供場面ごとに、提供されるデータの内容や提供形態が異なると考えられる。例えば、漁業者と漁協・産地市場との間では、漁獲物について、水揚げから産地市場での販売等までに発生する業務の委託を依頼する内容の契約が行われている。個々の漁協や産地市場によって異なると思うが、具体的には、水揚げ後の計量や競りや入札の準備と実施、確定した金額の徴収と漁業者への振込などが、その契約の内容と想定される。この場合、漁業者から漁業・産地市場に提供されるデータ以外に、漁業・産地市場が漁業者と共同して発生させるデータがあることも想定される。例えば水揚げされた魚の計測により生じるデータは、産地市場側の計測によって発生するデータである。また、同様に産地市場と市場の利用者(買受人等)とは、落札価格など、産地市場内の取引で発生したデータを共同して発生させることになる。

このように提供の場面ごとに取扱われるデータの内容が多様で、提供形態も異なるが、スマート水産業に安心して取り組んでもらうためには、これらごとに細かに取決めを行うことが求められる。

取扱われるデータの内容を勘案しないと、一律にデータの利用を制限するといった取り決めになり、提供を受けた者が柔軟にデータの活用ができなくなって、活動が阻害されるといったことが生じうる。逆に一律に緩めた取り決めにより、提供者の利益が十分保護されないケースも生じる。

さらには、データの提供形態についても、提供者単独で提供したデータと、提供先と共同で生み出したデータとでは、データの発生に対する貢献が異なることから、その取扱いにおいても、貢献に応じた取決めを行うことが必要となる場合がある。

表 3 各データの提供場面において取扱われるデータの例

提供者	提供先	取扱いデータ	提供形態	
漁業者	漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲成績（魚種、漁獲量、地域、日時） 操業者情報（操業者氏名ほか） 	提供※	
	産地市場	<ul style="list-style-type: none"> 操業関係データ（操業者、船、漁獲地、漁法） 	提供	
		<ul style="list-style-type: none"> 水揚げ漁獲データ（魚種、数量等） 	提供 / 一部創出	
産地市場	研究機関等	<ul style="list-style-type: none"> 研究対象によるが以下例 漁獲成績の詳細（GPS 情報含む） 海況情報（漁船の機器から得られるもの） 	提供	
	民間事業者	産地市場からの委託	<p>【産地市場におけるシステム、サービス提供の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水揚げ漁獲データ 落札関連事務データ（落札者、落札価格、出荷者、出荷者への総振込金額等） 統計化データ 	提供
		産地市場の利用等	<ul style="list-style-type: none"> 産地市場利用者（買受人等）ごとの落札情報（落札対象、落札額、落札日、落札総額等） 	創出
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約などがある場合には、取引内容に関するデータ（魚種、数量、単価等） 	創出
漁業協同組合	行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲成績（漁業者、魚種、漁法、漁獲量、地域、日時） 	提供	
研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者（研究機関等、民間事業者、行政機関）	<ul style="list-style-type: none"> 提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。 	提供 / 創出	
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。 	提供 / 創出	

※提供形態の項目にある「提供」は、提供者が管理しているデータ（情報）を提供先にそのまま渡すケース。「創出」は提供者と提供先が共同して、新たなデータを生

み出すケース（例えば水揚げにおける重量は、漁業者が対象となる魚を提供して、産地市場で計測して生み出されるデータ）。

2. 水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理

水産分野におけるデータの利用関係を担う当事者について整理し、その特徴や留意点を示す。当事者としては、漁業関係者（漁業者、漁業協同組合、産地市場等）、研究者・研究機関、民間事業者、行政機関等などが想定され、それぞれのデータ利用関係における位置づけや特徴、およびそれらを踏まえた留意点を示す。

(1) データ提供関係における利用関係主体

データ提供関係においては、データの提供場面で登場した者が、情報提供を行ったり、受領・活用したりする主体として想定される（図 2：再掲）。ここでは以下のようなデータの利用関係主体が想定する、

生産者等 : 漁業者、漁業協同組合、産地市場

研究機関 : 国立試験研究機関、公設試験研究機関、大学等

行政機関 : 府省、自治体（都道府県）

民間事業者：生産者等にサービスや製品を供給する民間事業者（システム等）

産地市場における取引に参加する民間事業者（仲卸、買受人等）

生産者等から相対で取引を行う民間事業者

外部の漁業協同組合・産地市場

生産者等から収集した情報を第三者に提供するデータベース事業者

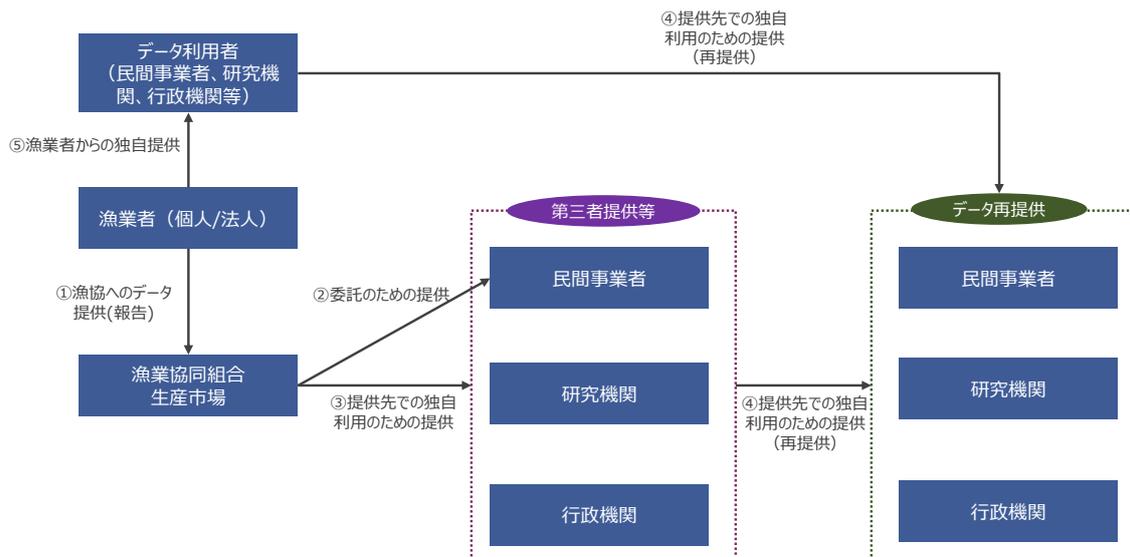


図 2 データ提供関係における利用関係主体（図 1 再掲）

(2) 当事者の概要

(1) で示した当事者について、具体的に想定される者を表 4 に示す。

生産者等からデータ提供を行う場合、提供先によりデータの利用目的があらかじめ想定されているケースが多い（例えば研究機関であれば、学術研究目的など）。しかし、実際の利用場面では、第三者提供や他の主体とデータの共同利用などを行うケースもあり、複数の種類の当事者が同時に利用関係に立つことも想定される。

表 4 各当事者の概要

当事者のカテゴリー		概要
生産者等	漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業を行う者全般。個人法人等いずれも含む ・ 海面漁業を行う者、養殖を行う者のいずれも含む ・ 漁業権の有無に関わらず、漁業を行う者を含む
	漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産業協同組合法の第 2 章に基づいて設立される組合
	産地市場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの」（旧卸売市場法施行令第 2 条）
研究機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立試験研究所は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構など、農林水産省所管の水産分野を対象とする国立の研究機関を想定 ・ 公設試験研究機関は公立試験研究機関のほか水産試験場などを想定 ・ 大学等（水産分野を研究対象とする場合全般）
行政機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ 府省（地方支分部局含む） ・ 自治体
民間事業者	サービス・製品提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者等が利用する水産分野のデータを取り扱うためのシステム開発やサービス提供、製品提供を行う事業者 ・ 漁業・産地市場が委託する決済代行を行う事業者（団体含む）
	産地市場等利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地市場における競りや入札に参加する卸業者、買受人、加工業者等 ・ 共販により生じる入札に参加する事業者
	生産者と直接取引を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者と相対取引を行う事業者 ・ 共販により取引を行う事業者
	データベース事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者等から収集したデータを加工・調整して、第三者に情報として提供するデータベース事業者

3. 水産分野における当事者と提供データの流れの整理

水産分野におけるデータの利用ルールを検討するためには、水産分野において生じうるデータの提供関係について整理し、各場面でどのような利用ルールが必要であるかを整理する必要がある。

漁業者からデータを提供される場面では、漁業者は個人事業主が多く、漁業者に紐づけられて提供されるデータは個人情報としての側面があるという点に着目した対応が求められる。

他方、漁業者のデータを漁業協同組合が取りまとめて提供することが多く、漁業協同組合が情報提供者として位置づけられる場面が多いと想定される。

このようなことから、水産分野のデータの提供関係について整理し、各場面でどのような利用ルールが必要かを示す。

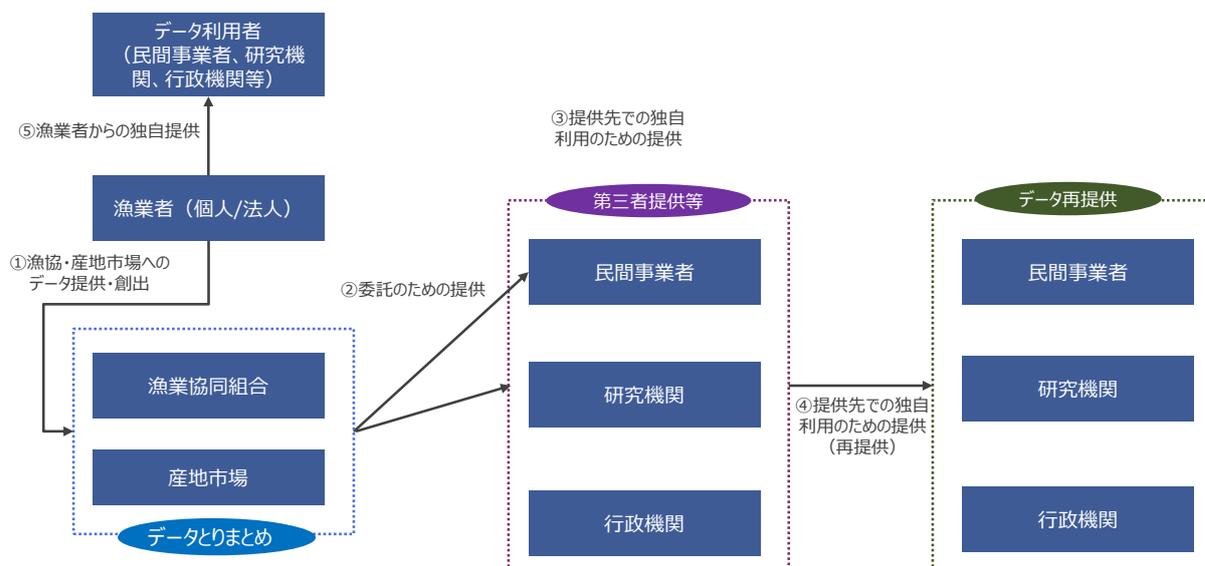


図 3 漁業者起点で見た水産分野におけるデータ提供の流れ

データ提供のパターン	概要	備考
① 漁協・産地市場へのデータ提供・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者から漁業協同組合等へ行われるデータ提供 ・水揚げや操業に係る情報（漁業において生じる情報）に関するデータ提供。組合における規約等に基づく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者自身も漁業協同組合の構成員であることが多いが、組合員以外が水揚を行う場合も生じる。 ・漁業者がもつデータを提供する場合のほか、水揚げの計量結果など、漁業者と組合等で共同し

データ提供のパターン	概要	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業協同組合がデータの提供を受ける際に、漁業者が個人事業主である場合には、個人情報として取り扱う必要も生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ作成を行うケースもある。
② 委託のための提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者等が、委託先の民間事業者に対して行うデータ等の提供。委託契約に基づいて行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合には、漁業者の個人情報の提供は第三者提供としては扱われない。 ・ 委託業務において供されたデータや、派生データの利用権限は、委託契約等において定められる。
③ 提供先での独自利用のための提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者等が、提供先での独自利用を認めて行うデータ等の提供。データ提供契約等に基づいて行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者との共同研究や、研究機関等における利用、行政機関等への報告などにより行われる。 ・ 漁業者の個人情報が含まれる場合に、学術研究目的や法律上の提供などにより、個人情報上の本人の同意を要しないケースもある。
④ 提供先での独自利用のための提供（再提供）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③により提供を受けたデータ利用者が、別の者が独自利用するために行うデータ提供。データ提供契約等に基づいて行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えばデータベース利用者のために行うデータの提供や、流通段階等での提供などが想定される。 ・ ③におけるデータ提供に係る利用ルールにおいて、提供範囲等は定められる。
⑤ 漁業者からの独自提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者が、漁業協同組合を経ないで直接行うデータ提供。データ提供契約等により行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者が自らのデータを、漁業協同組合を経ずに行うデータの提供。 ・ 行政機関等への個別の提供や、民間事業者、研究機関等への研究協力などが想定される。 ・ 漁業協同組合と共同で生成したデータ等については、漁業協同

データ提供のパターン	概要	備考
		組合と調整の上での提供が必要。

4. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点

データ提供関係が生じる各場面での取決めにおいて、具体的な留意点等を示す。

(1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出

漁業者が漁協・産地市場へのデータ提供・創出する場合として、

- ・漁協に加入する際において定められている規約
- ・漁協や産地市場に対して業務委託契約

のいずれかに基づいて行われる場合が想定される。このような場面でのデータ提供における留意点を表 5 に示す。

表 5 漁業者から漁協・産地市場へのデータ提供・創出する場合の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
漁協における規約	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲成績報告データ ・養殖等実施状況データ 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約に基づき、漁業者から提供されるデータについては、漁協における業務目的の範囲で、収集・利用等がなされる ・漁業者が組合員である場合でも、漁業者から提供されるデータは、個々の漁業者の営業秘密としての性格を有するほか、ケースによっては限定提供データとしての性格を有する。 ・漁協から第三者への提供は、原則として規約に基づいて行われる。規約に明示されていない場合には、漁業者の同意に基づいて行われる必要がある（外部の第三者に対する提供以外に、漁業内の他の組合員への開示についても同様） ・国等への報告など、行政機関等への提供は、法律に基づく範囲で行われるほかは、第三者への提供のルールに基づき行う。 ・漁業者が個人である場合、漁協が取り扱う情報が個人情報となる場合がある。この場合には、個人情報法による対応も併せて行うことが求められる。
委託業務契約	<ul style="list-style-type: none"> ・水揚げに関するデータ 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約に基づき、漁業者から提供される

	<p>ータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業に関するデータ ・ 集計等加工データ 	<p>データについては、委託業務契約遂行の目的に示す範囲で、収集・利用等がなされる。漁協・産地市場と共同して創出したデータについても同様の取扱いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約で取扱うデータについては、基本的には、漁業者の営業秘密に該当する。従って、業務委託契約上の必要がない限り、営業秘密として取り扱うことが求められる。 ・ 産地市場で取扱われる漁業者の情報のうち、競りや入札で取扱われるデータ（漁獲者、魚種、数量等）は、入札等の参加者等に対しては、開示されることがある。この場合でも直ちに公開されているデータと同様の扱いになるわけではなく、限定提供データになる場合がある。したがって産地市場等の参加におけるルールに照らした対応をする必要がある。 ・ 業務委託契約により取り扱われるデータの第三者提供は、原則として業務委託契約の目的の範囲で行われる。第三者の範囲について明示的な記載がない場合には、原則として漁業者からの同意を得ることが求められる。 ・ 漁業者が個人である場合、漁協・産地市場が取り扱う情報が個人情報となる場合がある。この場合には、個人情報による対応も併せて行うことが求められる。
--	---	---

(2) 委託のための提供

生産者等が、例えば情報処理や情報サービスの利用などのために、民間事業者に委託する際にデータ提供する場合がある。この場合の取決めにおいては業務委託契約やサービス利用契約などに基づいて行われることになる。このような場面での留意点を表 6 に示す。

表 6 生産者等が行う委託のためにデータ提供する際の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
業務委託契約	・ 漁獲成績報告（デー	・ 業務委託契約・サービス利用契約で取扱うデー

サービス利用契約	<p>タ化されたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖等実施状況(データ化されたもの) ・落札関連事務データ(落札者、落札価格、出荷者、出荷者への総振込金額等) 	<p>タについては、業務委託契約の目的の範囲で取扱われることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱われるデータは、基本的には委託元における営業秘密に該当する(入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない)。 ・提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて受託者は、業務委託契約等に示されている範囲で、利用することになる。受託者における独自利用及び第三者提供についても、業務委託契約等に示されている範囲での利用になる。業務委託契約等において明示されていない場合には、委託者と受託者との間の解釈の相違が生じうることから、明示することが望ましい。 ・漁業者等が個人である場合、受託者においても個人情報取扱事業者には該当する。但し、受託者自体は、基本的には個人情報上の第三者提供先には該当しない。
----------	---	---

(3) 提供先での独自利用のための提供

① 研究機関等への提供

生産者等が、研究機関等に対して、研究協力を行うためにデータ提供する場合があります。この場合の取決めにおいては、研究参加同意書や研究協力書、共同研究実施計画書などに基づいて行われることになる。このような場面での留意点を表7に示す。

表7 研究機関等へデータ提供する際の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
研究参加同意書 研究協力契約 共同研究実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・研究対象によるが以下例 ・漁獲成績の詳細(GPS情報含む) ・海況情報(漁船の機器から得られるも 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関等に提供されるデータについては、研究協力契約や研究参加同意書等の目的の範囲で取扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、基本的には生産者等における営業秘密に該当する(入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない)

	の)	<p>い)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の漁業者に関するデータは、個々の漁業者の営業秘密に該当する場合があるため、研究参加者に複数の生産者等がいる場合でも、他の漁業者や生産者等に対する開示は、研究協力契約等に基づくか、漁業者による同意に基づいて行う必要がある。 ・提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて研究機関等は、研究協力契約や研究参加同意書等に示されている範囲で、利用することになる。 ・研究機関等における独自利用及び第三者提供についても、研究協力契約等に示されている範囲での利用になる。研究協力契約や研究参加同意書等において明示されていない場合には、生産者等と研究機関等の間での解釈の相違が生じることから、明示することが望ましい。(論文等による外部公開を含む) ・漁業者等が個人である場合、受託者においても個人情報取扱事業者には該当するが、学術研究目的の場合には、個人情報法第76条における例外が該当する。
--	----	---

② 民間事業者への提供

生産者等が、民間事業者に対して、民間事業者における製品やサービス開発への協力するためや、生産者等が民間事業者と新たな商品やサービスを開発するためにデータ提供する場合がある。この場合の取決めにおいては、研究協力契約や業務協力契約などに基づいて行われることになる。このような場面での留意点を表 8 に示す。

表 8 民間事業者に対するデータ提供の際の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・研究協力契約 ・業務協力契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容によるが以下例 【ベンダーの製品・サービス開発の場合】 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者提供されるデータについては、研究協力契約や業務協力等の目的の範囲で取扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、基本的には生産者等に

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲成績の詳細 (GPS 情報含む) ・ 海況情報(漁船の機器から得られるもの) <p>【生産者等と共同で行う業務協力の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札関連事務データ ・ 漁獲関連データ 	<p>おける営業秘密に該当する(入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の漁業者に関するデータは、個々の漁業者の営業秘密に該当する場合があるため、業務協力等を行う複数の生産者等がいる場合でも、他の漁業者や生産者等に対する開示は業務協力契約等に基づくか、漁業者による同意に基づいて行う必要がある。 ・ 提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて業務協力契約に示されている範囲で、利用することになる。 ・ 民間事業者における独自利用及び第三者提供についても、業務協力契約等に示されている範囲での利用になる。業務協力契約等において明示されていない場合には、生産者等と研究機関等の間での解釈の相違が生じうることから、明示することが望ましい。(特に民間事業者との場合には、商用利用の可否、営業対象地域の確認、商標等、関連する知的財産の利用関係等とも併せて確認する必要がある) ・ 漁業者等が個人である場合、提供を受ける民間事業者においても個人情報取扱事業者に該当する。また漁業協同組合・産地市場から提供を受ける場合には、提供を受ける民間事業者は個人情報法の第三者に該当するため、必要な措置を講じることが求められる。
--	---	--

③ 行政機関等への提供

生産者等が、行政機関に対して、法令等に基づく報告や、その他の目的でデータ提供する場合がある。この場合の基本的には法令等に基づいて行われることになるが、法令に基づく事務以外でも、提供同意などに基づいてデータ提供が行われる場合がある。このような場面での留意点を表 9 に示す。

表 9 行政機関に対するデータ提供における留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
法令・条例	・漁獲成績（漁業者、魚種、漁法、漁獲量、地域、日時）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等に提供されるデータについては、法令や条例の目的の範囲で取扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、生産者等における営業秘密に該当するものも含まれる（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。また提供先である行政機関においても、公務員の守秘義務の対象として取り扱われる。
提供同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲状況に関するデータ ・海況データ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づかないで、生産者等から提供されるデータについては、基本的には民間事業者等に提供される場合と同様に取扱われる。

(4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）

(3) で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等から、さらに別の主体に対して、その提供先での独自利用のためにデータが提供されることがある（再提供）。

この場合、生産者等と再提供先である第三者との間では直接の契約関係は存在せず、提供元と再提供先との間で、データの提供に関する取り決めがなされる。この取決めの内容は、基本的には(3)で示した生産者等と提供先との間での取決め内容に準じた内容であることが求められる。そのため、提供元と再提供先との取り決めにおける留意点については、(3)で示した内容となる（再提供先を(3)で示した者に応じて読み替える）。

なお再提供については、漁業者から見るとデータの再々提供に該当することから、個人情報保護法上の対応については、第三者提供に関する同意の取得に際しては、この点に留意して対応することが求められる。

(5) 漁業者からの独自提供

漁業者から、(3)で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等に対して、直接データが提供されることがある。

この場合の取決めの留意点は、(3)で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等に対する留意点が該当する。

但し、漁業者が漁協・産地市場にデータ提供する際に、データの取扱いについて独占的な利用等を認めている場合には、漁業者から漁協・産地市場以外に、直接データ

を提供すること自体が、漁業や産地市場との取り決めに反する可能性があるため、留意する必要がある。

第3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴

1. 一般的なデータ利用関係とその対応

データそのものは、必ずしも法律上、権利として直ちに認められるものではない。このことは、水産分野に限らずとも、一般的に理解されていないことである。この問題を解決するため、経済産業省、農林水産省等で、データ利用のルールに関するガイドラインが策定され、示されてきた。

経済産業省の策定した AI・データの利用に関する契約ガイドライン（以下「経済産業省ガイドライン」という。）では、一般的にデータと呼ばれるものについて、提供に係る留意点や、提供関係において求められる契約の内容、さらにデータを活用したAIの開発において求められる契約関係やその内容等が示されており、そのための契約のひな形も提示されている。

さらに、上記ガイドラインを基礎に、農業分野における特殊性を踏まえた、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（以下「農業分野ガイドライン」という。）を農林水産省が策定した。この中では、農業分野のデータ利用関係の特殊性等を踏まえて、データ提供に係る契約内容や契約のひな形が示されているほか、農業におけるノウハウの重要性に着目したAIの開発等に係る契約内容やひな形が提示されている。

水産分野でデータ利用のルールを考える場合に、これらのガイドラインの一部を参考とした分かりやすい利用ルールにするとともに、水産分野特有の事案については、別途のデータ保護に必要な内容を盛り込んで整理する。

表 10 本ガイドラインと他のガイドラインの比較

	経済産業省ガイドライン	農業分野ガイドライン	水産分野ガイドライン
対象となるデータ利用関係	一般（特定の利用関係を想定していない）	農業分野におけるデータの利用関係（農業分野の特殊性のある部分を対象とする）	水産分野におけるデータ利用関係（水産分野の特殊性のある部分を対象とする）
主な利用者	データ利用関係に基づいて取決めを行う者全般	農業関係者（農業従事者、農業団体）、研究開発機関、民間事業者、行政機関等	漁業関係者（漁業者、漁業協同組合）研究開発機関、民間事業者、行政機関等
ガイドラインにおいて保護すべき知的財産等	データ（派生データ含む）等	データ、農業関係者のノウハウ	データ、漁業関係者のノウハウ、ノウハウに該当しない情報
水産分野におけるガイドラインとの関係	産業横断的に適用すべき部分は採用する	例えば養殖漁業、栽培漁業など、「育てる漁業」の部分につ	データ提供者における特徴（個人情報性、漁業協同組合等）

		いては、農業分野のガイドラインを参考にする ※例：ノウハウ部分の保護について	などの特殊性に根差す部分を記載
--	--	---	-----------------

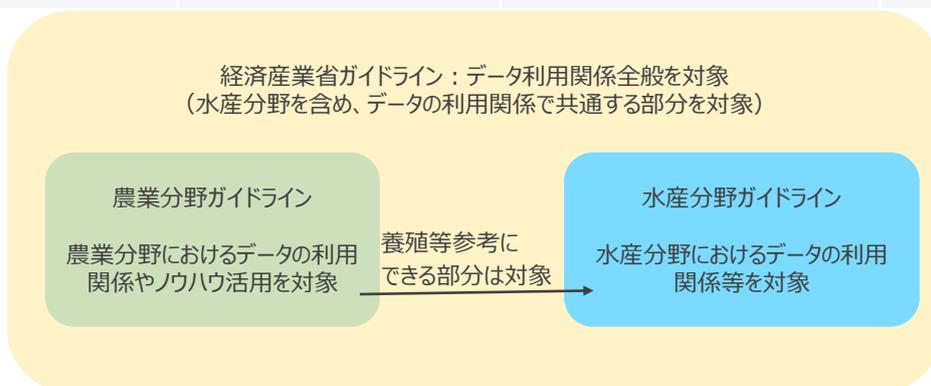


図 4 各ガイドラインの適用関係

2. 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面

(1) 水産分野で取り扱われるデータの内容

本ガイドラインにおいて対象とするデータは、漁業・養殖業の生産の場面において生じた水産に関するデータを想定する。

① 生産の場面におけるデータ

生産の場面とは、漁業・養殖業の現場、およびこれを水揚げした漁獲物について、産地市場で行われる取引や、相対での取引などを想定する。これらの場面において漁業協同組合が関与する場合には、これも対象とする。

これらの場面で発生したデータを本ガイドラインでは対象とする。例えば加工業者による加工の場面や、消費市場、卸売り、小売りなどの場面などで新たに発生したデータは、本ガイドラインの対象外とする。

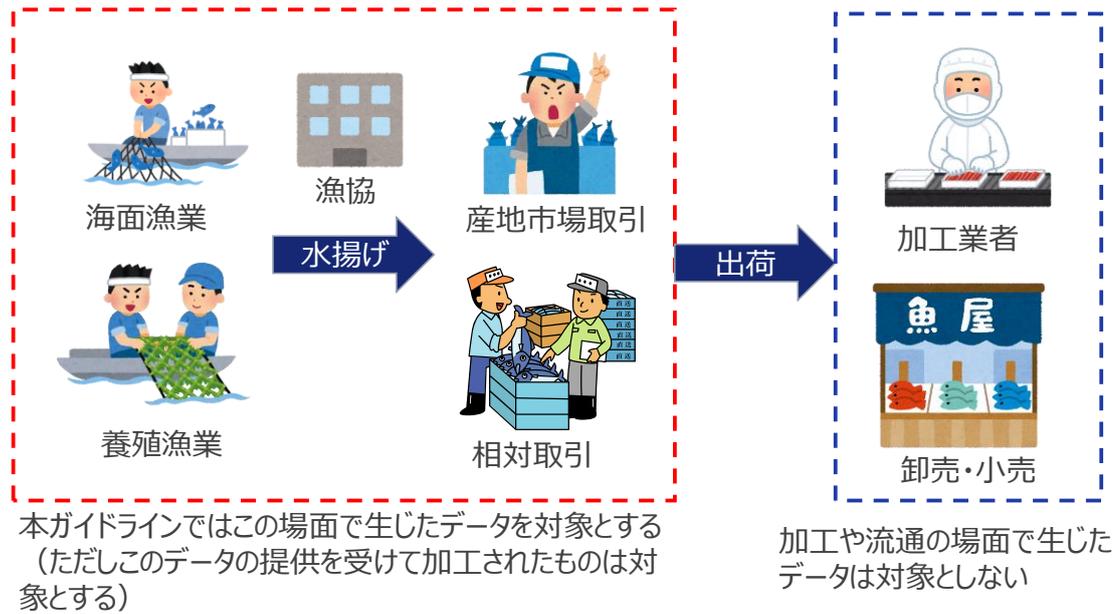


図 5 本ガイドラインで対象とする生産場面

② 水産に関するデータ

水産に関するデータとは、水産物に関するデータを指す。具体的には水産物自体のデータと、これの取扱いに関するデータを想定する（図 6）。

本ガイドラインでは、漁業者等に関するデータについても、水産物に関しないものは対象としない。例えば水産物の取扱いに関する活動以外の漁業協同組合での活動や取引（組合の管理活動や共済に関する契約等）は対象とはしない。

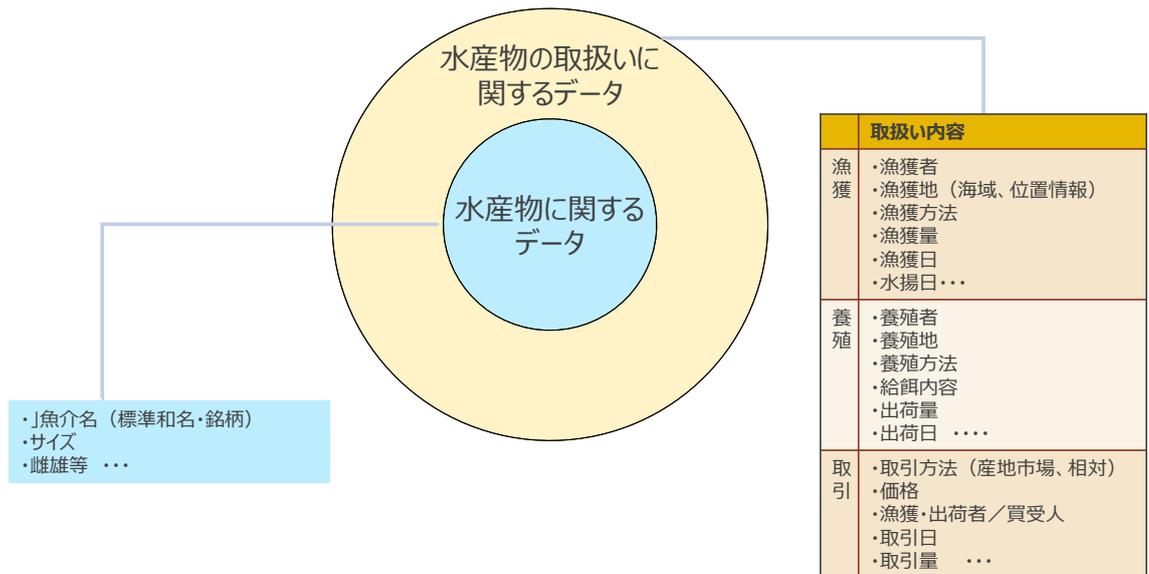


図 6 本ガイドラインで対象とする水産データ

(2) 水産分野でのデータの利用場面

本ガイドラインで対象とするデータ（生産の場面で生じた水産物に係るデータ）の利用については、生産場面だけではなく、他の目的での利用も想定する。

① 利用場面

データの利用場面については、例えば、生産者等から提供されたデータは、生産者等において利用されるほか、行政機関や研究機関、民間事業者などにも、提供されることが想定される。データのそれぞれの提供先では、提供された目的などに応じて、データを利活用することとなる。本ガイドラインでは利用の場面として、データが提供されたすべての場면을想定する。

② データの利用方法

各利用場面におけるデータの利用方法については、本ガイドラインでは限定していない。提供を受けたデータをそのまま利用する場合はもちろん、集計等の統計利用目的などにより加工して利用する方法（派生データ）も含まれる。

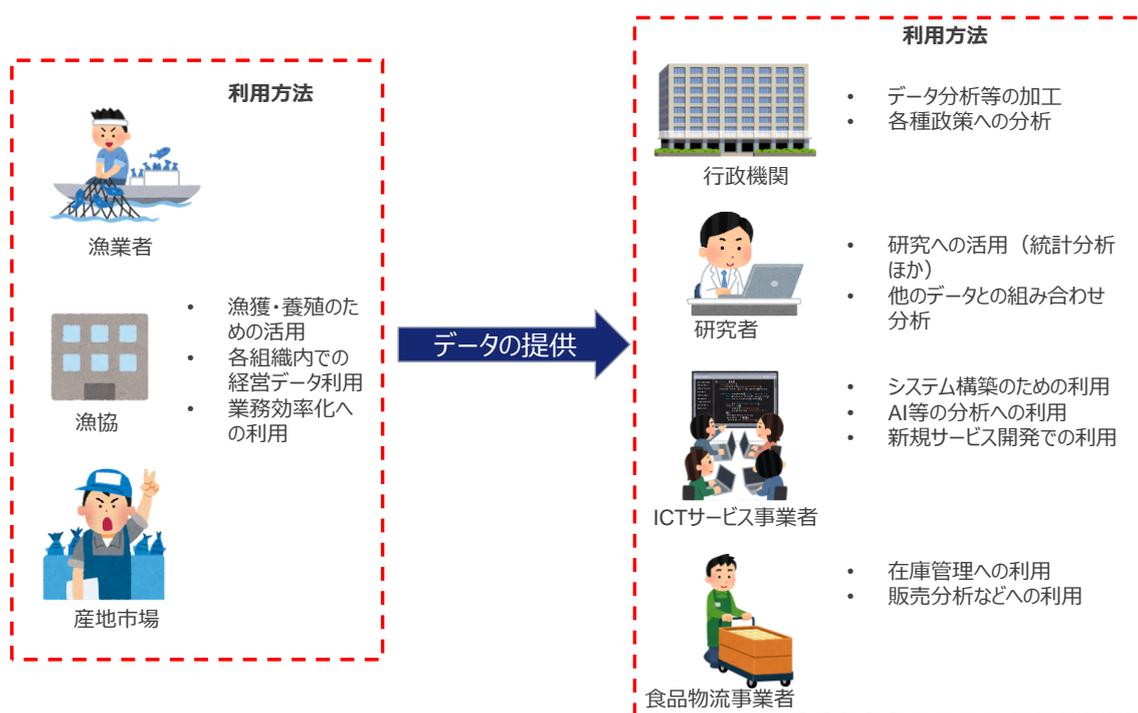


図 7 本ガイドラインで想定するデータの利用方法の例

この場合、(1) との関係で、加工したデータが、本ガイドラインの対象とする「生産の場で生じたデータ」となるかが問題となる。例えば生産者等から流通事業者にデータを提供した場合、流通事業者は必要に応じてデータに対する加工を行うことになる。出荷データを踏まえて、出荷元を県単位に整理するなど、元のデータを踏まえて

整理する場合には、生産の場面で生じたデータの加工に止まることから、本ガイドラインの対象となる。

他方、例えば流通事業者が入荷した水産物を何らかの形で加工（切り身にするなど）により生じたデータ（各切り身の重さ等）は、生産の場で生じたデータとは言えず、流通や加工の場面で生じたデータとなる。そのため、本ガイドラインでの対象外となる。

3. 水産分野におけるデータの特徴

水産分野において生成・活用されるデータについては、以下のような特徴を有している。

(1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない

操業時間や漁場位置、漁具等の漁業を行う上での情報については、法律上権利化されておらず、事実上の利益でしかないため、一旦流出してしまうと、権利の保護が期待できないことから、事実上の利益を確保するためには、情報が秘匿されることがある。

また、知的財産の観点から見た場合には、権利として保護することが難しい場合が多く、営業秘密として扱われることがある。

このように、漁業、特に自由漁業における情報は、開示することにより、情報提供者の利益が損なわれるおそれがあるため、データ流通しにくいという性格を有している。

(2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報や個人事業主としてのデータとして取り扱う場合がある。

水産分野の情報を提供する漁業者には、個人事業主が多いことから、操業情報や水揚情報も漁業者個人と紐づいて提供されることがある。そのため、個人事業主である漁業者から提供される情報は、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある。

データ提供に係る利用ルール一般でも、提供データに個人情報が含まれることは想定されており、個人が特定される場合には、個人情報保護法等に則った対応を講じるべき旨が各種ガイドラインにおいても示されている。水産分野の場合には、その傾向が高い上、漁獲に係る情報（例えば操業地点や操業時間）は事業主個人に結び付けた経済的なノウハウに関わるものも多いことから、データ提供関係の取扱においては、これらの状況を踏まえた対応が求められる。

一方、個人事業主のデータは事業主として取り扱う必要が生じる。事業主のデータについては、取引などにおいて提供が求められるものであり、商慣習の範囲で第三者への提供が求められることもある。これらは、営業秘密などの形で、保護されることが多い。

個人事業主のデータの保護については、これらの二面性の観点から、検討される必要がある。

(3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い

水産分野のデータ提供関係において、漁業協同組合は重要な位置づけを果たしている。漁業協同組合は組合員のために事業を行っており、組合員たる漁業者が提供する情報の取りまとめを行ったり、必要に応じて外部への提供等を行ったりすることもありうる。また産地市場を経営している場合には、産地市場における取引等に係る情報の管理等を一元的に行っていることもある

一方、スマート水産業においては、データを活用して漁業者自身が創意工夫を行うなどが想定されており、この場合、漁業者は、必ずしも漁業協同組合を経由しないで、データの提供を行うこともある。

そのため、データ提供に係るガイドライン策定においては、漁業者と漁業協同組合の関係を念頭に、漁業協同組合経由で行う利用関係や、漁業者自らが行うデータの利用関係のそれぞれに即応した検討が求められる。

(4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い

従来、漁業者から漁業協同組合へ提供されたデータや、試験研究のために提供されたデータなどは、比較的クローズドな範囲での利用関係が多かったと考えられる。提供の前提として、提供者と利用者間で一定の信頼関係が存在することから、提供者が想定していない利用や流出といった事態は生じにくい。そのため、詳細な利用関係や権限等の取決め等もなされてこなかったところである。

一方で、今後推進していくスマート水産業においては、幅広いデータ利用者を想定し、これらの創意工夫を通じて、漁業者や関係者においてメリットが生じるような製品やサービスが開発されることが期待されている。そのため一定の範囲で、オープンなデータ利用が求められている。

従来のクローズドな利用関係において保護された当事者間の利益や信頼が、オープンな利用により損なわれるおそれがあれば、データの提供自体が滞ることも懸念される。そのため、本ガイドラインでの検討においても、この観点から検討が求められる。

(5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい

漁獲データについては、資源評価を行うための基礎となるものであり、資源情報を適切に把握することにより、適切な漁業政策を実現することが可能となる。

改正漁業法において、新たな資源管理のために科学的な調査や評価を行うことが位置付けられるとともに、知事許可漁業と漁業権漁業についても、漁獲実績の報告が義務化されるなど、水産分野のデータについては、漁業政策上の利用のニーズも高くなっている。

政策上、データを利用する場合には、法律に基づいてデータを収集する場合と、法律に基づかないでデータを収集することが想定される。前者は、法律に基づいて行われるため、法律で示された目的や対象情報等の範囲であれば、データの提供者との関係で、特段の事務的な対応は要しない。しかし、後者の場合には、データ提供者との間では、データ提供に関する同意を得る必要が生じる可能性がある。

本ガイドラインにおいては政策上の要請に基づいてデータを利用する際に、データ収集の態様に応じた、手続関係を考慮した利用ルールのあり方を含んだものとするのが想定される。

4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

水産分野で取り扱うデータの特徴等を踏まえて、本ガイドラインにおけるデータ利用関係のルールの方針を示す。

(1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

水産分野におけるデータの特徴を踏まえ、以下のような観点からデータの利用関係について示す。

① 漁業における事実上の利害関係を踏まえた利用ルールのあり方

漁業の場合には、秘密保護等の観点から見ると、法制度に基づいて知的財産の保護を図ることが難しいケースが多い。

他方、漁場や養殖に係るデータが流出することにより、良好な漁場に関する情報や養殖技術に関する情報がオープンになってしまうと、結果として大きな経済的な損失を被ることが懸念される。

このような観点から、漁業における事実上の利害関係に着目して、利用ルールのあり方を示す。

1) 契約等による保護

海面漁業の場合には、操業している海域の周辺への第三者の立ち入りを禁止することは難しい。そのため、漁場等の情報を知的財産で保護することは、秘密管理性の観点から難しい。このこと自体は、スマート水産業が実現する中でも変わらない。悪質な第三者に対しては、従来通り、不法行為（民法第709条）などにより対応することが求められる。

スマート水産業において懸念されるのは、漁場等の情報を直接提供する場面であっても、その流出が懸念されることで、生産者等から提供されず、生産者等のデータの高度な活用ができず、結果として漁業全体に活かされないことである。

そこで、生産者等から直接提供される場面においては、漁場の情報等、直接営業秘密により保護されないものであっても、提供先に対して営業秘密と同様に取り扱うことを契約において示すことが重要である。

例えば、データの提供者が「秘密」として指定したデータ等に関しては、当事者間の守秘義務の対象とする、第三者への提供は当事者の合意に基づくものとする、管理

方法は営業秘密に準じた方策を講じる等を内容として、当事者間での契約において保護することが必要である。

なお、契約で取り決めた内容は当事者のみであり、直ちに第三者には契約の効果は及ばない。そのため、第三者にさらにデータが提供された場合には、別途、第三者に提供した者と第三者の間で、提供データを秘密として管理する旨の契約を結ぶ必要がある。

そこで、提供するデータを契約で秘密して取り扱うだけでなく、提供するデータ自体を加工するなどにより、流出した場合のリスクに備えることも想定される。そこで提供先との関係で、提供内容となるデータの内容を定めることも重要である。

このような当事者間での契約による保護を、生産者等全体に普及させることにより、結果として生産者等から直接提供されるデータについては、その内容が営業秘密の対象であるか否かを問わず、生産者等全体に享受できることになる。

2) 営業秘密としての保護

法律上の保護という観点で見ると、営業秘密として保護できるものであれば、営業秘密として保護できるようにすることが望ましい。営業秘密には

- ・ 秘密管理性 秘密として管理されていること
- ・ 有用性⁶ 有用な技術上又は営業上の情報であること
- ・ 非公知性 公然と知られていないこと

の3要件を満たすことが必要とされている⁷が、特に水産の生産の場においては「秘密管理性」を満たすことが、難しいことが多い。これは漁業が公有海面を利用するものであり、その立ち入りは禁止されていないことが多く、外部からの観察されることで秘密として管理しにくい、という性格に根差すものである。

但し養殖などの場合には、海面自体への直接的な立ち入り禁止が難しい場合でも、周辺の施設や区域への立ち入りを禁止し、外部からの観察を制限することで秘密管理性を確保することなどが想定される。

生産者等が、例えばシステム上で、セキュリティ措置を講じたうえで管理しているデータを、外部の者に提供する場合には、内容によっては営業秘密により保護されるため、事務所内で管理するデータ等については、営業秘密の要件を満たすように管理するのが望ましい。但し上述のように水産分野でのデータについては、営業秘密に該当しない場合もあることから、原則としてはデータ提供に際しては、契約を締結して、データ提供者の利益を保護することが重要である。

⁶ 漁業者が「ノウハウ」とするものには、有用性を欠くとされるものも含まれる。例えば伝承等のレベルで、再現性が担保できないような情報は、必ずしも有用な技術情報とは言えないケースがあり、有用性を欠くとされる場合も想定される。

⁷ 例えば、勘や経験などに基づくものの、それが明文化等により形式化されていないもの（暗黙知）については、保護の対象が明確にできない場合には、営業秘密の対象としては保護しえないことがある（農業分野におけるAI/契約ガイドラインP45）

② 多様な漁業形態を踏まえた利用ルールのあり方

1) 漁業における利用ルール

海面漁業の場合には、データの収集・創出という観点から見ると、操業自体は一般的な事業活動との間に大きな違いは見られない。例えば操業中に船等から得られるデータは、工場などでの機器から得られるデータと同様であり、また環境に関するデータ（温度、湿度、水温等）及びその計測（センサーからの計測等）についても、一般的な事業活動において収集するものと同様であると考えられる。このような観点から、海面漁業においては、経済産業省ガイドラインを参照することにより、データの利用関係等を整理することができると考えられる。

なお漁法等のデータ項目は、漁獲区域等と組み合わせることにより、操業者を容易に特定しやすい場合がある。そのため提供時の取扱い（例えば特定しにくくするよう加工してから提供する）、提供先での取り扱い（他の情報との突合等による識別を制限する）について、この点を踏まえた取り決めを行うことに留意する必要がある

2) 養殖における利用ルール

養殖については、公有海面を利用しているという点以外は、概ね農業におけるビジネスモデルと同様である。従って、基本的には農業分野におけるガイドラインを参照することにより、データの利用関係やノウハウの利用関係のルールを、データ提供を行う生産者等と相手方で行うことができると考えられる。

③ 個人情報となりうる可能性のある情報を加味した利用ルールのあり方

1) 個人情報保護法上の対応

生産者等が提供するデータに個人情報が含まれている場合には、データ提供契約と併せて、個人情報保護法上の対応として、個人情報の主体である者から、各種同意を取得することが求められる。

例えば漁業者が漁業協同組合に対して個人データ提供を行う場合、
・個人情報の利用目的に関する同意（個人情報保護法第 19 条）
が必要であるほか、漁業協同組合が第三者に個人データの提供を行う場合には、
・第三者提供に関する同意（個人情報保護法第 23 条）
を取得することが求められる。（図 8①部分）

これらの同意は、漁業者が漁業協同組合に対して、例えば業務委託を行う際に取り交すデータ提供契約とは別に、行う必要がある（実際の書面は同一の書面で行うことは可能）。

また第三者提供の同意に関しては、第三者の定義は、個人情報の主体を基準に考えることになる。例えば漁業協同組合が、データの利用者にデータ提供を行うために契約を行う場合には、漁業協同組合と提供先はデータ提供契約の当事者であるが、個人情報に関しては、漁業者から見てデータ提供先は第三者に該当するため、漁業強毒組合は、漁業者から第三者提供の同意を取得する必要がある。(図 8 ②部分)

さらに提供先から別の者にデータを提供する場合には、漁業協同組合は再提供も視野に入れた同意を漁業者から取得することが求められる。(図 8 ③部分)

このように個人データ提供を行う場合には、データそれ自体を提供するための契約のほか、個人情報の同意という2つの観点での手続きを行う必要が生じる。

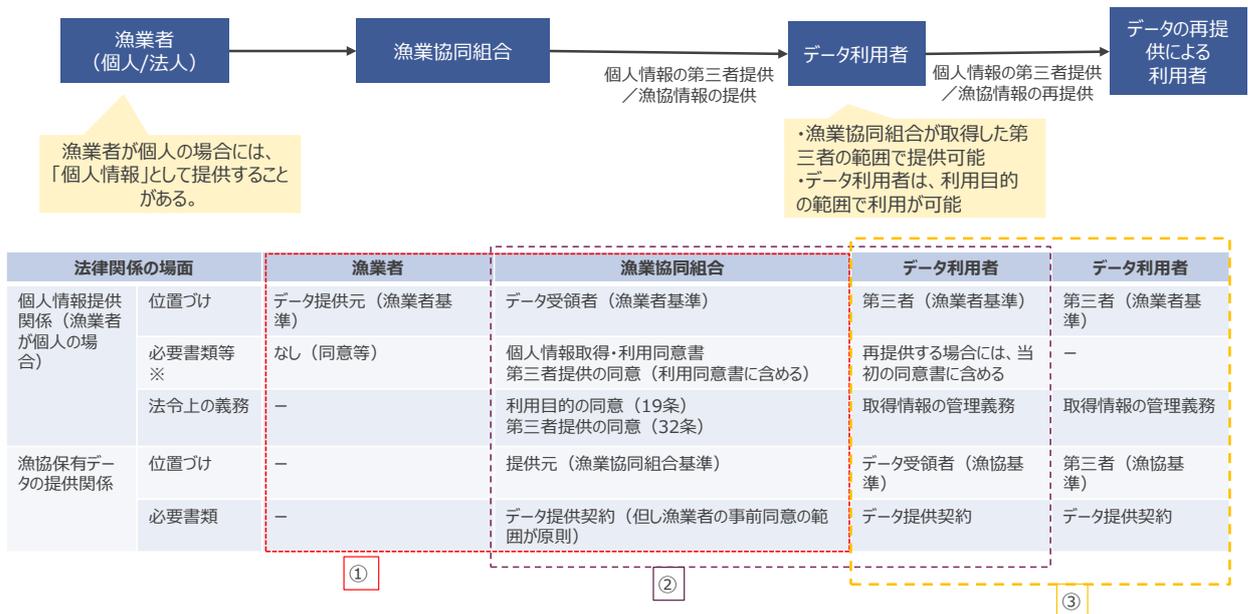


図 8 漁業者の個人情報を提供する場合の手続関係

2) 個人事業主における営業情報と個人情報

漁業者の多くは、個人事業主であり、他の分野に比べて、漁業者情報は個人情報となるものが多いと考えられる。一方で、個人事業主の場合でも事業に関する情報については、営業秘密として保護できるものも含まれている。

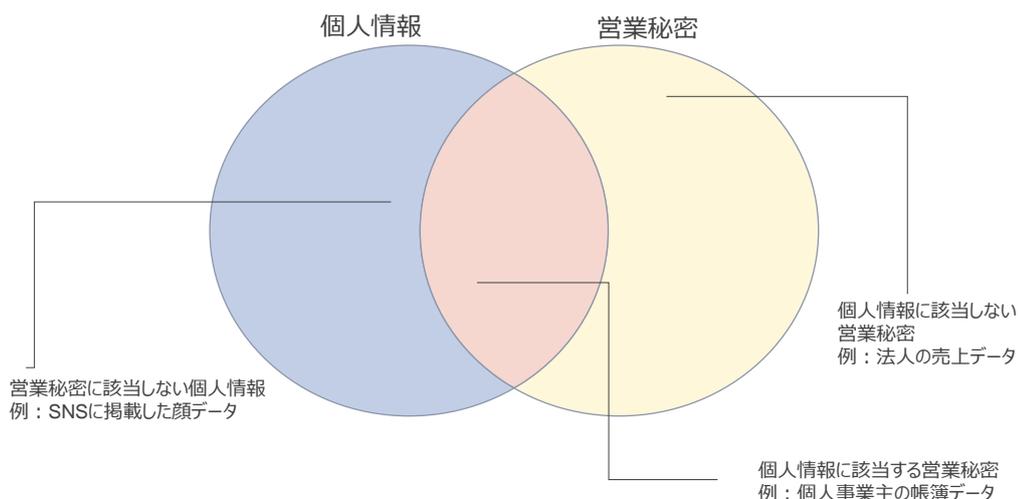


図 9 個人情報と営業秘密の関係

事業に関する情報の保護という点で見ると、個人事業主と法人との間で差を設けるのは必ずしも妥当ではなく、本来的には個人事業主の事業に関するデータの保護も法事同様に営業秘密という観点で、保護することが望ましい。

そこで、個人事業主である漁業者からデータ提供を行う際の契約内容の判断として、個人情報であることの有無に基づくよりも、本来は営業秘密に該当するか否かの判断で行うことのほうが望ましい。営業秘密に該当するようなデータであれば、不正競争防止法上の保護を受けることもできる（ただし漁業者の情報がすべて営業秘密に該当するとは限らない）。

このような視点で契約内容を定めていくことで、法人の場合同様の保護が可能となる。

④ 漁業協同組合等の関与を想定した利用ルールのあり方

生産の場面でデータ生成する場合、基本は漁業者によるものであるが、漁業者が提供するデータについては、必ずしも漁業者が提供主体になるとは限らない。例えば漁業者と漁業協同組合の間で、各種データのとりまとめや報告様式への整理などについて、委託契約が結ばれ、漁業者の漁獲や養殖に関する情報のデータ化は、漁業協同組合が行うケースがみられる。

また漁業者が産地市場に水揚げする場合、産地市場において計量される水産物のデータや、競り等により売買された結果に関するデータは、産地市場によっても生成されるものと整理できる。この場合、産地市場を漁業協同組合が運営している場合には、漁業協同組合の関与が大きいことになる。

従って生産者等によるデータ提供という点で見ると、漁業協同組合が関与するケースが多く、またデータ自体の生成を担っているケースも多い。

そのため、漁業協同組合が漁業者のデータ提供を行っている場合、漁業者自身が行うデータ提供との関係を整理する必要がある。既に述べたように、データそれ自体に

は権利として保護されないことから、データの提供は契約に基づいて行われることが重要である。このデータ提供を行う際に、漁業協同組合がデータの独占的な利用権限に関する取り決めをしている場合は、漁業者は自分自身でデータを別の者に対して提供をすることが難しくなることになる。

⑤ 政策的な観点を踏まえた利用ルールのあり方

水産物のデータの中には、例えば産地市場における水産物の売上に関するデータや、漁業者が操業において用いた漁船の燃料に関するデータなど、通常の民間事業者の活動に伴うデータが主となるが、一方で漁場に関するデータや特定海域における漁獲量に関するデータ等、わが国の資源評価においても必要なデータも含まれる。

また養殖業の生産性を向上させるために政策的に資金を投入することにより得られた創意工夫に関する情報なども含まれる。

このような資源評価に関するデータや政策的に資金を投入して得られた情報などについては、わが国の漁業の競争力の向上や資源評価に基づく政策を遂行する上で、重要な内容となるため、生産者等が保有するものとはいえ、その提供等に関しては、政策的な配慮を行うことが求められる。

特にデータの場合には、権利性がないことから、データの利用権限等を有する者の一部から流出すると、回復不能な状況になりやすい。

政策的な資金投入して得られた情報（データ、ノウハウ等）については、資金を投入した機関等との間で外部提供の範囲について、あらかじめ取り決めておき、資金投入した趣旨等に反しないような取り扱いを行う、などが想定される。

このようなルールを定めることにより、スマート水産業の目的である我が国や特定の地域における漁業の競争力向上やサステナブルな漁業の実現等の政策に反しないデータの活用を行うことが期待される。

(2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール

他のガイドラインを踏まえた、水産分野でのデータ利用ルールの内容を示す。

① 経済産業省ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

経済産業省ガイドラインにおいては、データの利用関係やその対象となるデータについて、特定の分野を想定せずに、当事者間で定めるべきルールのあり方等を示している。

水産分野の場合には、例えば、民間事業者間でデータ提供関係に立つ場合には、取り扱うデータが水産分野データの場合であっても、漁業関係者特有の利害がないようなケースでは、原則として一般的なルールに基づいて利用関係に関する取決めを行うことになる。

また民間事業者が、保有する気象データ等を漁業関係者に提供するような場合には、提供後に水産分野のデータとなりうるものの、提供前は水産分野のデータではな

いことから、原則として、一般的なルールに基づいて、取決めが行われることになる。

このように水産分野におけるデータ利用関係であっても、一般的なガイドラインに基づいて、当事者間の取決めを行うべきケースがあることから、このような場面を整理した上で、その場合に一般的に適用される契約条項等を示す。

② 農業分野ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

農業分野ガイドラインは、主に農業関係者の利害関係の特徴を踏まえて、当事者間の利用ルールのあり方について示すものである。水産分野のデータ利用関係においても、これとアナロジーとして捉えられる部分については、農業分野ガイドラインに基づいた取決めを行うことが妥当である。

例えば農作物の生産に係る創意工夫などについては、水産分野においても養殖業等での漁業関係者の創意工夫と同様に保護すべきケースが想定される。そこでこのような創意工夫の保護や、これを成育するための必要なデータの利用関係（AIの開発等を含む）の取決めにおいては、農業分野ガイドラインに示されるルールのあり方等を踏まえて、検討することが想定される。

このように、農業分野ガイドラインが想定する関係者保護の観点からの利用ルールについて、水産分野で適用されるケースを整理した上で、農業分野ガイドラインと同様の内容が適用される契約条項等を示す。

